

騒音規制法に基づく特定施設一覧

根拠法令（法第2条、令第1条別表第1）

特定施設		規模要件等
1 金 属 加 工 機 械	イ 圧延機械	原動機の定格出力が22.5KW以上
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75KW以上
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力294キロニュートン(30重量トン)以上
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75KW以上
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5KW以上
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5KW以上
4	織機	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	
	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の容量が0.45m ³ 以上
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5KW以上
7 木 材 加 工 機 械	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25KW以上
	ハ 破木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用：原動機の定格出力が15KW以上
	ホ 丸のこ盤	木工用：原動機の定格出力が2.25KW以上
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25KW以上
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造成機	ジョルト式のもの

振動規制法に基づく特定施設一覧

根拠法令(法第2条、令第1条別表第1)

特定施設		規模概要等
1 金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ 機械プレス	
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1KW以上
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5KW以上
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5KW以上
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5KW以上
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95KW以上
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力が10KW以上
	コンクリート柱製造機械	
6	木材加工機械	
	ドラムバーカー	
	チッパー	原動機の定格出力が2.2KW以上
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2KW以上
8	ゴム錬用又は合成樹脂用のロール機	カレンダーロール機以外のものであって、原動機の定格出力が30KW以上
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造成機	ジョルト式のもの

※圧縮機とは、空気や各種ガスなどの気体を機械的に圧縮する機械で、送風機に比べて圧力比の高いものをいう。冷凍機に用いられているものは含まない。

山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設一覧 (騒音規制関係)

根拠法令(条例第2条第4項、規則第3条別表第2)

特定施設		規制規模等
1	送風機	クーリングタワーに用いるものであって、原動機の定格出力が1.5KW以上7.5KW未満のもの
2	機械プレス	金属加工用のもので、呼び加圧能力が98キロニュートン(10重量トン)以上294キロニュートン(30重量トン)未満のもの
3	空気圧縮機	原動機の定格出力が3.75KW以上7.5KW未満のもの
4	石材切削機	
5	コルゲートマシン	
6	コンクリートブロックマシン	
7	冷媒圧縮機	原動機の定格出力が3.75KW以上のもの